

地方からの提案個票

<関係府省庁第2次回答まで>

重点事項		ページ
9	国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し	1
8	市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化	5
20	都道府県労働委員会委員の任期の見直し	14
28	市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和	19
19	マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等	23
27	指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和	33

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	87	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し

提案団体

群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

国有林野に係る森林法第30条の規定による告示等の事務並びに同法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を国の権限とする。

具体的な支障事例

森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可については、「都道府県知事の許可」の対象から国有林野が除外されていないため、各都道府県知事が実施しなければならないこととされている。
また、上記の森林法第34条第2項の許可を取得して、事業実施者が設置した代替施設の設置状況の確認・報告についても、林野庁の通知により、各都道府県知事が実施するものとされている。
このため、各都道府県においては、当該保安林の指定の解除の実質的な審査等を行っていないにも関わらずこれらの事務を実施しなければならず、また、事業実施者においても、森林管理局長宛て国有林野の貸付等に関する手続を実施するとともに、都道府県知事に対して森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可申請を行わなければならない、双方の負担が大きくなってしまっている。
併せて、森林法第30条の規定による解除予定保安林の告示についても、各都道府県が当該保安林の指定の解除の実質的な審査等を行っておらず、一連の事務主体とは異なるため、農林水産大臣において告示事務を行うこととするのが適切であると思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を実施する(環境)森林事務所の担当者から、当該事務を都道府県知事が行うことについて、疑問の声が出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の効率化が図られ、各都道府県の業務負担が軽減される。
事業実施者においても、申請先が森林管理局長に一本化されることにより、利便性の向上が見込まれる。

根拠法令等

森林法第30条及び第34条第2項
「森林管理局長が行う保安林及び保安施設地区の指定、解除当の手続について」(林野庁通知)

「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(林野庁通知)
「保安林の指定の解除に係る事務手続について」(林野庁通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高崎市、滋賀県、兵庫県、高知県、沖縄県

○国有保安林については各森林管理署の管理であるとの認識であり、また、管理署内にも保安林担当がいることから、国の権限において国有保安林関係の許可事務を行うことは可能と思われる。

現行では、許可の権限が都道府県知事となっているが、申請書の審査に際しても、普段から国有林野内に立ち入ることのない県の職員では申請箇所の現況把握（現地調査等）が困難であり、以前からそもそもなぜ当該事務を都道府県知事が行っているのか、県振興局の担当者及び事業実施者の双方において、疑問の声は多い。

○当県においても同様に森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を実施する地方振興事務所担当者から、負担となっているとの意見が多い。

○本提案以外に同様理由として、国有林内の保安林内立木択伐（間伐）届（森林法第34条の2第1項）、保安林内立木伐採許可申請（森林法第34条第1項）の事務についても、国の権限として処理していただきたい。

○国有保安林内の作業許可及びその更新業務は、国が貸し付けて問題なしと判断されたものを、県が改めて調査するので、大きな負担となっている。国有保安林内の作業許可業務は国が実施し、年度末に県への一括報告とするように改善して欲しい。

○当県の一部地域においては、国有林が大部分を占める島を含むため、国有林関係の申請がほとんどであり、人員が減少する中で業務の負担が増してきている。

各府省庁からの第1次回答

森林法（昭和26年法律第249号）（以下「法」という）に基づく保安林制度は、水源の涵養や災害の防備等の公共の目的を達成するために特に重要な森林を指定し、保全・管理を行うものである。これらの事務は、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）に基づき、指定・解除については国土保全上又は国民経済上特に重要な流域内の民有林や国有林にあっては農林水産大臣、それ以外の民有林にあっては都道府県知事が行うこととされ、指定・解除以外の保安林の保全・管理事務は例外なく、都道府県知事が行うこととされたものである。御提案の、国有林野に係る、法第30条に規定する保安林の指定又は解除に係る都道府県知事の告示及び法第34条第2項に規定する保安林における土地の形質変更等の許可（以下「作業許可」という）は、国民の利便性や事務の効率化の観点から保安林の所有形態にかかわらず都道府県知事が一貫して実施することとしたものであるから、国有林野の保安林の事務だけを国の事務とすることは行政事務の効率化に逆行するものである。

また、実務面においても、保安林の指定・解除の告示は、その内容を地域の不特定多数の利害関係者に周知するものであるから、指定・解除に係る国有林野の存する都道府県の事務所に掲示等することが必要である。代替施設の設置等は、作業許可に当たって、法第34条第6項に基づく条件として付されたものであり、許可権者である都道府県知事がその設置等の確認を行うことが適当である。

ただし、国有林野の貸付け等を受けて代替施設の設置等をする場合には、国の職員が貸付地等の点検や実地調査を実施していることから、この調査結果等を都道府県の代替施設の設置等の確認に活用してもらうなど、都道府県の事務の一層の軽減に努めてまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答内容は、現行の法制度及び実務慣行等を前提としたものであり、各都道府県が当該事務を行う根拠に乏しいと考える。

国有林野における保安林を転用する場合の指定解除については、保安林解除申請書の受付及び内容の実質的審査を各森林管理局で行っている一方、各都道府県においては意見照会の手続にとどまり、当該手続への関与の度合いは低い。

それに関わらず、作業許可等が各都道府県の事務とされていることで、事業内容の詳細確認や申請者との調整等において大きな事務負担が生じているところであり、申請者においても各都道府県と各森林管理局の両方において手続を行わなければならない、過大な負担を負わせているところである。

作業許可等については、既に各森林管理局が保安林解除申請書の審査及び保安林解除の判断を行っている

ことから、各案件への理解度が高い各森林管理局において事務を行う方が行政事務の効率化に資するものであり、申請者においても窓口が各森林管理局に一本化され利便性が向上する。

当該事務の発生頻度は年間1件あるかどうか程度ではあるが、当該事務が発生すると長期間にわたって申請者との調整や現地確認等の事務が必要となり、都道府県の事務負担はかなり大きい。林野庁が提示された負担軽減策では支障の解消に不十分であり、これらの事務の実施主体の見直し等について、抜本的に再検討すべきと考える。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【滋賀県】

貴省の回答は「保安林における作業許可は、国民の利便性や事務の効率化の観点から都道府県知事が一貫して実施することとしたものである」とされているが、国有林内に入山する際「入林届」を国の森林管理署に提出し、「作業許可申請書類」を県に提出する状況は、国民にとって利便性や事務の効率化を欠いた制度となっていると思われる。また、国の林野行政は国有林と民有林を法令や制度を区別して運営されているが、保安林の作業許可等のみを都道府県の事務とすることは、行政事務の効率性から逆行する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国有林野に係る保安林内作業許可、代替施設の設置確認等について、申請者が森林管理局等と都道府県の双方に手続を行う必要がある現行の取扱いを見直すことは、申請者及び都道府県の負担軽減に資する。都道府県への協議・意見照会や処分結果の共有等により、地域・流域単位での保安林管理との整合を確保しつつ、国有林野に係る保安林関係手続の実施主体の見直しについて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

平成10年の地方分権推進計画以降、急速に進む人口減少を背景として、地方自治体における人員体制の持続可能性に大きな課題が生じている中で、今回の提案が提出されたものであり、地方行政の現状を踏まえて今日的に適切な事務分担の議論をしようとするものであるため、状況が異なる。

本提案で見直しを求めているのは林野庁において管理経営される国有林野の保安林に限定したものであり、現行制度では、保安林内での作業等に係る手続の中で告示、保安林内作業許可、代替施設設置確認のみを都道府県が負担しているものである。当該林野の管理主体が国であることから、国有林野においては手続を一貫して管理主体である国が行う形に見直すべきではないか。

国有林野の保安林における当該手続は全国で一年に1～2件であり、個々の都道府県においては数年おきに生じるものであるが、通常、国有林野へ立ち入らない都道府県においては、発生した際の職員への負担が大きい事務である。一方で、国有林野の管理経営を所管している林野庁においては、件数も少なく大きな負担とならないと考えられることから、法定受託事務として都道府県が分担する必要性は低く、むしろ林野庁の直轄事務として見直すべきではないか。

事務の効率化の観点から、保安林内作業許可について保安林の保有形態にかかわらず都道府県が一貫して実施することとしたとのことだが、現行の制度において、国有林野については林野庁が日頃から管理経営を行っており、保安林の指定・解除について裁量の無い国有林野に係る事務が都道府県に生じていることにより、都道府県における事務負担が支障として挙げられている。また、近年の人手不足という時代背景に鑑みても、都道府県の現場への負担が年々大きくなっていることも考慮すべきである。このことから、行政事務の効率化の面では、むしろ現行体制における負担を解消するため、国有林野においては一貫して権限を有する国が事務の実施主体となるよう制度を見直すべきではないか。

国民の利便性に対する言及があったが、本提案においては、都道府県知事あての保安林内作業許可に係る手続と、森林管理局長あての国有林野の貸与等に関する手続が併存しており、国有林野に関して事業者が異なる窓口において手続する必要が生じていることが、支障として挙げられている。

手続先を森林管理局長あてに統一することで、国民の利便性に資するよう制度を見直すべきではないか。

地域の不特定多数の利害関係者への周知として都道府県事務所における掲示が必要とのことだが、保安林の指定解除予定に限り都道府県において掲示を行う必要性は低いと料する。ホームページ等への掲載による告示であれば、国からの告示であっても不特定の利害関係者に広く周知することが可能であるため、事務分担の在り方と合わせて、告示の方法を見直すことも必要ではないか。

代替施設の設置等に係る確認について、法第34条第6項に基づき保安林内作業許可に条件として付されたもののことだが、許可権者を国とすることで、当該事務についても国において実施することが適当となる。併せて見直すべきではないか。

特に代替施設の設置確認や保安林内作業許可の事務手続については、都道府県から不満や疑問の声が上がっているところであり、地方行政の合理化の観点から早急に見直しを図っていただきたく、改めて事務主体の見直しについて検討いただきたい。

その際、例えば必要に応じた意向調査や意見照会の実施等も含め、検討の方針や工程を早期に定め、2次ヒアリングにおいては、調査等の結果を取りまとめた上で本提案への対応の方向性を報告いただくなど、期間を定めて具体的な対応を検討いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

保安林制度に関して今日的な事務分担のあり方を検討する必要性については理解するものの、今回の御提案は、専ら地方行政の現状を踏まえた事務負担の軽減という観点からなされたものと考えられる。このため、災害の防止、水資源の涵養等の保安林が有する公益的機能が地域社会全体に広く及ぶものであることから、保安林の管理事務は、公益的機能を受益する地域の実情等に精通した都道府県知事が民有林・国有林といった森林所有者の別によることなく実施しているという趣旨を踏まえ、具体的な事務負担の軽減策を講じることとした。

その上で、国有保安林の解除予定告示については、指定時と同様に一貫して事務を実施する都道府県が告示を行うことが必要であり、地域の関係者に事前に広く周知する必要性からも、地域住民にとって官報よりも身近な都道府県の公報への掲載が適当である。特に、近年保安林の代表的な解除事由である再生可能エネルギー発電施設の設置については、森林・林業基本計画（令和8年6月閣議決定）において、森林がもたらす価値は関係者で分け合うものとの視点を前提に、再生可能エネルギー発電施設の設置にあたっては国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとしているほか、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）において、再生可能エネルギーの導入拡大に当たり、地域との共生を図る観点から、地域の理解促進に取り組むことが重要とされている。このように、保安林の解除に関する地域住民への情報提供の重要性が高まる中、都道府県知事が精通している様々な保安林関係事務のうち、国有保安林の解除に係る告示主体のみを都道府県から国へ変更することは、これらの計画の考え方と整合性を欠くものである。

他方、国有保安林の解除に係る作業許可及び代替施設の設置確認等の事務の状況については、都道府県に対するアンケートにおいても提案県以外の複数県から「国有保安林の解除に当たっては、作業許可申請や施設の内容の把握、現地確認等に時間を要している」旨の回答をいただいた。こうした御意見も受け止めつつ、国有保安林の解除は原則国有林野の貸付け等を伴うという特殊性を踏まえて、国有保安林の解除に係る作業許可及び代替施設の設置確認等の事務については、令和8年度内を目途に都道府県の事務負担を伴わない仕組みに見直すこととしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	166	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民年金事務の日本年金機構への一元化。

具体的な支障事例

国民年金事務の一元化については、これまでも国民年金協議会を通じて強く要望しているところである。しかし、令和6年度の要望に対する回答では、「市区町村が住民にとって身近な窓口であることや、市区町村窓口での他の手続と同時に行うことが可能な手続もあるため、住民サービス向上の観点からも、市区町村側にとって大きな意義があるものと考えており、引き続きご理解ご協力をお願いしたい」という趣旨の、例年と同様の回答にとどまっていること、また、令和7年度の要望に対する回答でも「(法定受託事務として市区町村が実施することが)住民の負担軽減になるものと考えられる」とされており、進展のない状態が続いている。

また、法定受託事務としての国民年金事務の実態としては、加入後の納付書送付、免除申請結果の確認、裁定請求に係る確認等について、地域住民にとっては申請書を提出した市区町村では回答が得られないことや、提出先ではない日本年金機構から書類が返戻されること等、国民年金事務が一元化されていないことによる混乱が生じている。このような状況から、「住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって大きな意義がある」ものとはなっていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

全国都市国民年金協議会国民年金制度改善についての要望書

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国民年金事務が一元化されることにより、事務処理上の混乱が解消され、住民サービス向上に資する。

まず、1号加入の届出を直接年金事務所に行くことで、情報更新に生じていた時間差が解消され、迅速な処理が可能となる。

また、障害年金の請求については、初診日の年金種別によって受付窓口が市区町村と年金事務所に分かれているため、住民にとって分かりにくい手続となっている。さらに、保険料納付要件については、市区町村が納付記録を保有していないことから、速やかな確認ができず、その都度、事務センターや年金事務所へ照会しながら対応する必要があり、請求者を長時間待たせる要因となっている。

そのほか、障害基礎年金請求書の返戻については、診断書の記載内容や追加の生活状況に関する照会など、形式審査の範囲を超える返戻理由が多く、返戻に至った経緯を市区町村職員が十分に説明できない事例も発

生している。

また、日本年金機構において個人向けオンラインサービスが整備され、手続のオンライン化が進展していることに加え、マイナンバー連携により戸籍・住民票・所得証明等の添付書類が省略可能となっている。こうした環境整備を踏まえると、市区町村が窓口として手続を担う意義は、以前に比べて小さくなっている。

このように、市区町村窓口での受付は「地域住民に最も身近な窓口」という利点よりも、住民及び職員双方の負担が大きくなっているのが実情である。

なお、当該事務が一元化された場合には、当市において年間1号加入届 5,000 件(416 時間)、障害年金 100 件(200 時間)程度の手続について、住民の利便性向上を図ることが可能となるとともに、円滑な事務処理につながるが見込まれる。

根拠法令等

国民年金法第3条第3項、第6条、第12条第1項・第4項、第105条第1項・第4項、国民年金法施行令第1条の2・第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、塩竈市、新庄市、須賀川市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、八王子市、川崎市、魚沼市、小牧市、枚方市、笠岡市、広島市、高松市、松山市、大野城市、諫早市、熊本市、都城市

○当市でも同様の支障事例が生じており、特に法定受託以外の事務(納付書発行発送・保険料追納申込など)については、市町村に相談があっても対応できず、年金事務所への案内を余儀なくされており、市町村が「地域住民に身近な窓口」としての機能は果たしていないのではないかと考えられる。日本年金機構において手続のオンライン化が進んでおり、マイナンバー連携より市町村窓口に出向かなくても手続が可能となっている。今後、市町村での年金以外の手続のオンライン化が進むことにより、来庁する住民も少なくなることが想定される。年金に関する事務は年金事務所での手続と一本化することにより住民にとってもわかりやすく、利便性が高まると考えられることから、見直しを図っていただきたい。

○法定受託事務以外の電話や来庁が多く、市民は混乱し、職員は非効率に陥っている。したがって、法定受託事務を解除し厚生年金と国民年金を一元化して日本年金機構で行うべきである。

○提案にあるように、市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化を図ることで、当市においても、事務負担の軽減につながるものと考えられる。

○年金事務については、法定受託事務として行っているが、交付金を上回るコストと手間がかかっており、人件費を完全にカバーできていないのが現状である。さらに、その交付金の申請・申請に係る管理等も現場の負担を増やしている現状がある。障害年金の申請等、専門の年金事務所と同等のアドバイス等を市町村職員が求められるのは、心理的・実務的にも大きなプレッシャーである。結果、市町村側で対応できず、年金事務所へ案内せざるを得ない場合は、「たらい回しをされた」という相談者の不満を招きやすく、その対応に職員が疲弊する悪循環もある。市町村職員が「国民健康保険」という自治体独自の業務に集中できるよう、年金事務は専門組織である日本年金機構に一本化していただきたい。

○提案市と同様に一元化することにより、市民の利便性の向上と円滑な事務処理につながるが見込まれる。

各府省庁からの第1次回答

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出等は、退職後の国民健康保険への切り替えや、来日された外国人の転入届など、関連する手続と一体的な対応を行えることや、市区町村窓口で保有する所得情報や生活保護受給情報等の情報を確認することで、免除申請や法定免除の届出の円滑な手続につながるなどの相乗効果が期待できること、全国 1,741 の自治体数に対し 312 という年金事務所の数を見ると、住民の住所地に近い市区町村で手続等ができることは、住民の利便性等に資するため、ご提案のように年金機構へ一元化を図ることは困難である。

また、障害年金については、障害をお持ちの方の住まいから近く、福祉等の窓口でもある身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続ができることは住民にとって利便性が高いと考えており、引き続きご理解ご協力をお願いしたい。

なお、市区町村の法定受託事務については、平成 11 年の地方分権一括法において、国民の利便性の観点で整理されたものであり、その前提で、現在の年金機構の体制を整備していることや、年金機構は、平成 20 年の

閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要があることから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。

一方、国民年金業務に携わる市区町村職員の事務の効率化や負担軽減を図ることは重要であると考えており、窓口の体制支援等として、「市区町村国民年金事務サポートツール(業務支援ツール)」の厚生労働省 HP への掲載や、年金機構による国民年金事務担当者向けの研修の実施、市町村において納付記録が確認できるよう可搬型窓口装置の貸与、市区町村向け情報誌「かけはし」による情報提供、電子申請の利用の促進や整備等を実施している。

窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村、国及び年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化を進めながら、国民年金業務を円滑に進められるよう努めているところであり、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国民年金事務の一元化に対する前向きな姿勢が一切見られず、地方自治体および国民の利便性向上という本来の行政サービスの目的から乖離した印象を受ける。本提案の意義と必要性を改めて強調し、将来を見据えた国・地方連携のあり方としてご再考を強く願います。

(1) 窓口分散による制度複雑化のデメリット

市区町村が身近な窓口であることを利点とされるが、年金種別によって年金事務所と市区町村で受付窓口が分かれているため、住民にとっては自身がどちらに該当するのか非常にわかりにくく、市区町村への問い合わせも増加するなど、住民・市町村職員の双方にとって非効率となっている。現場では申請先が複数に分散し、住民が手続きに混乱し、職員がたらい回し対応をせざるを得ない事態が常態化している。これは住民の負担軽減とは逆行し、むしろ非効率かつ住民満足度低下の大きな要因であることは明らかである。例を挙げれば、「1号加入後の納付書はいつ届くのか。」「免除申請したけどまだ結果はわからないのか。」「免除申請したけど納付書が届き、督促された。」など市町村では説明の難しい問い合わせが多い。先日は、障害年金の申請書が差し戻された際、「障害年金の申請書の病名が4つ記載されているが、その関連性を証明してほしい」と障害年金センターから言われたが、何を出せばよいのか詳しく尋ねても明確な回答はなく、診断書が必要となるのかと聞いても断言せず曖昧な受け答えに終始し、こちらも住民に説明しようがない事例があった。専門的な補正については受付窓口を介して説明するより、審査担当から直接行ったほうが住民にとってもわかりやすい。

(2) 身近な窓口としての市区町村の役割

一次ヒアリングでも専門部会から、市区町村窓口より専門的知識のある年金事務所への一元化を進めるべきではないか、また、市区町村自体の持続可能性の観点から、国民年金事務を引き続き市町村に担わせること自体に無理があるのではないかという趣旨の発言があったように、現場では、市区町村職員の成り手不足により職員数が減少する中で、専門的な知識を持った人材育成が困難となっており、国民年金事務以外の業務と併せて担当せざるを得ない市区町村職員が対応すること自体に限界があるという声も寄せられている。

全国都市国民年金協議会を通じ市区町村側では法定受託事務としての国民年金事務は意義がないと、これほど長期にわたって訴えても、一方的に市区町村側にとって大きな意義があるものと考えられているのはなぜか。長年国民年金事務の一元化の要望を協議会を通じて行っているが、実現していない。

(3) 市区町村窓口で手続きする優位性

オンラインでの申請可能な手続きが増えており、市区町村での窓口対応の必要性は低下してきている。

年金事務所は、国民年金関係事務において、第3号届出では地方税関係情報等をマイナンバーを用いた情報連携により取得することとしており、第1号届出でも同様に取得すればよく、第1次回答で示されているような市区町村窓口の優位性はないと考える。(保険料免除・納付猶予・学生納付特例ではすでに実施されていると認識。)

資格関係の届出において、関連する手続きと一体的な対応を行えるというのが、市区町村窓口で行わなければならないものでもない。退職後の国民健康保険への切り替えはオンラインでも可能であるし、むしろ行かない窓口を推進している昨今の DX に逆行している。来日した外国人の転入届にしても海外からの転入者については、令和6年10月より海外からの転入者の本人確認情報を新たに J-LIS から月次プッシュ型で取得し、本人への勧奨を経て職権適用(令和7年1月～)しており、市区町村での1号加入届は不要である。また、所得情報は年金機構でも確認できる。免除申請や法定免除の円滑な手続きにつながるというが、前述のように免除申請したのに納付書が届いたというような苦情が市区町村に寄せられる例は後を絶たず、円滑な手続きにはなっていない。

全国1,741の自治体に対し312の年金事務所数をいうが、そもそも市区町村は年金事務所の出先機関ではない。拠点数を言うなら、税務署、法務局、裁判所も同様であるが、それぞれ独立した専門の拠点を有している。住民の住所地に近い市区町村で手続きができることが利便性に資するというが、市区町村で完結する手続きは

なく、都度年金事務所に照会・確認のうえでの手続きとなり、むしろ余計な手間と時間がかかっている状況である。

障害年金を福祉等の窓口である市区町村で手続きができることは利便性が高いというが、審査は日本年金機構であり、進捗状況の問い合わせや申請内容の補正等の対応を市区町村経由で行うことにより、却って時間がかかり前述の障害年金の申請書に記載の4つの傷病名のように内容が正確に伝わらないこともある。年金に関しては、年金事務所に一本化することが住民にとってはわかりやすく、年金専門である年金事務所のほうが制度や内容も詳しいため利便性ははるかに高い。

(4) 年金機構の職員数

「年金機構は、平成 20 年の閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要があることから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。」とのことだが、平成 20 年の閣議決定では「本基本計画で示した機構の必要人員数は、あくまで現時点においてある程度具体的に見通せるものについて整理したものであり、もとより将来にわたって固定化されるものではない。」とされており、必ずしも平成 20 年に示された職員数の範囲内で定員管理を行うことまで求められていないのではないかと。必要があれば職員数を増やすことはできるのではないかと。

法定受託事務に関しては、社会情勢の変化から見直しを求めているものであり、平成 11 年当時とは大きく様変わりしている。27 年経過している中でその前提が崩れているといっても過言ではない。国民年金事業年報によれば、平成 14 年の 1 号被保険者は 2,206 万人、令和 6 年は 1,368 万人である。時代の変化に応じて見直しを求めているものであり、これだけの環境変化が認められる中では、改める必要性を訴える。閣議決定があるからといって、国民年金事務の一元化ができないという理由にはならない。もし国民年金事務が一元化されれば国民年金事務費交付金 331 億円が不要となる。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川口市】

年金事務所は「法定受託事務」は自治体が受け付けるものとして、受理せず、わざわざ年金事務所に足を運んでいる市民を市役所へ案内し直し、結局は市役所の窓口で確認できない内容を年金事務所職員と電話でやり取りしながら届け出を受理するという非効率で、「たらい回しされた」という市民感情を湧き起こす事務を強いている。

部会の委員の方々の意見でもあったが、年金事務所での一元化でなくても、届出(受理)場所は限定せず、申請者の希望場所(管轄の年金事務所やサテライト、または市役所(出先機関含む))で行えるようにするのが最適だと考える。

【当市から年金事務所への関係届出書進達件数】

令和 7 年度 合計 23,000 件超

令和 6 年度 合計 21,000 件超

令和 5 年度 合計 19,000 件超

当市は外国人が多く転入してくるため、必ずと言ってよいほど資格取得の手続きの際に新規付番の事務が発生し、同時に免除申請も受理するため、恒常的に事務処理量が多く、それ以外で来所される方をお待たせする結果となり、先に記した市民感情が発生する悪循環に陥ってしまうため、改善を求める。

【松山市】

年金事務において、現に生じている地域住民の不便は、窓口と権限の機能が一元化されていないことに起因する構造的課題であり、全国の自治体は、住民の利便性の根本的な向上に向けた、具体的な検討を求めている。厚生労働省の回答は、年金事務のデジタル化や最適化が進んでいないという認識が不足しており、人口減少が進み、財政状況が厳しい中で、市民サービスの維持のため、業務効率化が命題となっている地方公共団体の現状を真摯に受け止めていただきたい。

平成 11 年の地方分権一括法から四半世紀が経過し、行政のデジタル化が進展する中、「物理的な窓口の確保が住民の利便性につながる」という前提は、現場の実態に少なからず乖離が生じているため、現在の状況に即した再検証が必要である。

特に、デジタル化については、電子メール等の活用による事務の簡易なデジタル化を要望しているが、未だ実現には至っていない状況であり、早急な対応を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

年金種別によって年金事務所と市区町村で受付窓口が分かれているため、住民にとって非常に分かりづらいこと、また、市区町村に相談があっても対応できないケースがあることなどにより、窓口では混乱が生じ、住民・市区町村職員の双方にとって非効率となっている。

オンラインで申請可能な手続が増えており、市区町村での窓口対応の必要性が低下してきていること、また、マイナンバー情報連携により、必要な情報は日本年金機構で取得することが可能であることから、市区町村の窓口の優位性もなくなっている。

年金届出に係る事務の専門性、複雑性がある中で、各種年金保険関係の担当職員数が減少する市区町村では、持続可能かつ最適な形で行政サービスの提供が課題となっている。

以上のことから、市区町村で実施している国民年金に関する各種事務手続について、市区町村へのサポートに止まらず、日本年金機構でできる業務については日本年金機構で担うことを検討されたい。

「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月29日閣議決定）では、「本基本計画で示した機構の必要人員数は、あくまで現時点においてある程度具体的に見通せるものについて整理したものであり、もとより将来にわたって固定化されるものではない」とされていることを踏まえ、職員数を増やすことは可能ではないか。

オンライン申請率について、具体的な目標値を設定し、添付書類の原本提出を止めるなどにより抜本的かつ迅速に申請率を更に上げるとともに、現在離島で実施されているオンラインでの相談対応について、スピード感をもって全国展開を進めるなど、具体的かつ抜本的な改善案を検討いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

法定受託事務について、すべての事務を日本年金機構に一元化することは、市区町村の事務との連携、住民のアクセスのしやすさなどの利便性をどう考えるか、日本年金機構の体制整備ができるかなどの様々な課題があるが、提案団体等からのご意見を踏まえ、市区町村窓口の負担軽減等に資するよう次の検討を実施する。

・障害年金事務を日本年金機構に一元化することによる影響等に関する調査を令和9年度から市区町村等と連携しながら実施し、その結果を踏まえ必要な措置を検討。

・障害年金事務以外の法定受託事務については、オンライン申請の拡大やオンライン申請の利用率を引き上げる施策を実施するとともに、国民年金事務手続きの改善について、市区町村の希望に応じて事務レベルの意見交換の場の設置を検討。

・オンライン年金相談については、スマートフォンやパソコンを活用し、自宅から対面と同等の相談環境が可能となるよう検討を進める。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	346	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

障害年金事務の日本年金機構への一元化等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民年金法施行令に基づく障害年金に係る法定受託事務(市町村が行う事務)について、年金事務所(日本年金機構)への窓口一元化を図るとともに、オンラインによる相談の受付・申請の導入を求める。

具体的な支障事例

国民年金法施行令に基づき、市町村では法定受託事務として国民年金に関する各種事務手続きを行っている。その中でも、障害年金の相談・申請は医学的な専門知識や豊かな経験によるスキルが問われる内容である。市町村の年金担当職員は他の事業を兼務していることや定期的な人事異動があることから知識の継承に課題がある。その結果、相談対応や申請支援に多くの時間が必要であったり、書類の不備による再来庁を申請者に強いたり、住民に負担が生じている。

さらに、最終的な審査および決定は日本年金機構において行われており、決定前の書類の返戻(書類記載事項の確認等)がされる場合もあるため、内容によっては市町村窓口での再相談が必要になるなど、住民にとっても手続きが複雑になる場合がある。

また、障害をお持ちの申請者は、外出する際に介助や代理人の手助けが必要な方が多く、代理人の協力が困難である場合には、相談から受給に至るまで、手続きに時間を要している事例もある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民から「どこの窓口に相談すればよいのか分からない」との意見が寄せられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

障害年金に係る相談および請求手続を年金事務所へ一元化することにより、専門的知識を有する職員による対応が可能となり、相談内容に応じた的確な案内や申請支援が行われることで、住民サービスの向上が期待される。

また、市町村における相談対応や申請書類確認等に係る事務負担の軽減につながり、市町村行政事務の効率化が図られ、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

さらに、オンラインによる相談・申請が導入されることにより、住民が来庁することなく手続を行うことが可能となり、手続の利便性向上と申請者の負担軽減が実現する。

根拠法令等

国民年金法施行令第1条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、川崎市、須坂市、小牧市、稲沢市、四日市市、羽曳野市、広島市、大野城市、諫早市、熊本市

○当市でも同様の支障事例が生じており、障害年金相談、申請にあたっては、障害の内容や初診日の特定など医学的な専門知識や年金制度に関する総合的な知識が必要とされ、すぐに習得することが難しく、人事異動が短期間で頻繁に行われる市町村の職員では対応が困難である。また初診日に加入している年金制度によっては、年金事務所での相談、申請となるため、時間をかけて対応したにもかかわらず年金事務所への案内を余儀なくされる。障害年金に関する事務は年金事務所での手続きと一本化することにより住民にとってもわかりやすく、利便性が高まると考えられることから、見直しを図っていただきたい。

○障害年金の申請は、必要書類が多いこと、制度が複雑であること、診断書の作成など費用がかかること、直近3ヶ月以内の診断書が必要なことなど、難易度・時間・負担などが重い申請となる。市区町村職員は異動も多いため、専門的知識を有しない職員の案内不足や、市民の誤解などにより、障害年金を受け取れると誤認した市民からの苦情や、年金事務所に進達後に書類の不備が発覚し、診断書を取り直す必要が生じたケースなど、問題が複数発生している。これらの点を考慮すると、専門的知識を有する年金事務所の職員が、対面又はオンラインで対応をすることが望ましい。

○障害年金に係る相談及び請求受付事務については、高度な専門知識を必要とし、相談内容も複雑かつ個別性が高いため、対応に長時間を要する。市町村では短期間での人事異動や少人数体制の中、他業務と兼務しながら対応しており、専門性の確保や知識継承が困難となっている。そのため、窓口混雑や書類不備による返戻等相談者負担の増加につながっている。本人の来庁が困難で介助必要とするケースも多いので、年金事務所への窓口一元化を図るとともに、オンラインによる相談の受付・申請の導入を求めることに賛同する。

○提案にあるように、国民年金法施行令に基づく障害年金に係る法定受託事務（市町村が行う事務）について、年金事務所（日本年金機構）への窓口一元化を図るとともに、オンラインによる相談の受付・申請が導入されることで、当市においても、事務負担の軽減につながるものとする。

各府省庁からの第1次回答

障害年金については障害をお持ちの方の住まいから近く、福祉等の窓口でもある身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続きができることは住民にとって利便性が高いと考えている。このため、障害年金事務を年金機構で一元化することは、全国 1,741 の自治体数に対し 312 という年金事務所の数を考えると、障害をお持ちの方にとって遠方まで相談に行かなくてはならない場合もあり、住民の利便性等を鑑みると、ご提案のように年金機構へ一元化を図ることは困難である。また、障害基礎年金の請求後に提出書類に不備があった場合は、これまでの相談の事績を把握している窓口で対応いただく方が住民の方にとっても安心感につながることも、受付時に記載内容や添付書類を確認していただいた市区町村へ返戻し、不備等について住民の方への対応をお願いしている。

なお、市町村の法定受託事務については、平成 11 年の地方分権一括法において、国民の利便性の観点で整理されたものであり、その前提で、現在の年金機構の体制を整備していることや、年金機構は、平成 20 年の閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要があることから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。

厚生労働省及び年金機構では、市区町村において障害基礎年金の請求書受付事務を円滑に実施していただくために、窓口事務の円滑な実施を支援するための資料（「障害基礎年金お手続きガイド」や「障害基礎年金ハンドブック」など）を掲載した「市町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省 HP 上で掲載するとともに、市区町村向け情報誌「かけはし」において、窓口事務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載するなどの支援を行っている。

また、YouTube 厚生労働省チャンネル、年金機構 HP にてポイントや注意点を交えながら、障害基礎年金請求書の書き方を紹介した動画を掲載しているほか、年金機構では、初診日や診断書に関する事項など障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応するため、「市区町村専用ヘルプデスク」を設置している。更に年金機構から障害基礎年金請求書の返戻を行った事例について返戻理由と解説をまとめた返戻事例集及び照会件数の多い事例を中心とした Q & A を作成し市区町村へ配布しており、昨年度は Q & A の事例を追加するなど、市区町村窓口で相談対応を行っている職員の方をサポートするよう取り組んでいる。

窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村、国及び年金機構とが密接な連携を保ち、業務

の効率化を進めながら、国民年金業務を円滑に進められるよう努めているところであり、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答では、住民の利便性を理由に現行制度の維持を主張しているが、実際の現場では異なる状況が生じている。

まず、年金事務所の数が限られているという指摘については、障害年金の相談は一般的な年金相談と異なり、高度な専門知識を要する複雑な手続きである。市町村職員は他業務との兼務や人事異動により十分な専門性を維持することが困難であり、結果として住民に不正確な案内や書類不備による再来庁を強いるリスクがある。単純にアクセス性のみをもって判断すべきではない。

また、サポートツールやヘルプデスクの存在を理由に現行制度の有効性を主張しているが、これらを活用しても制度の複雑性と頻繁な制度改正への対応は容易ではない。窓口では相談者を長時間待たせることがないよう、ヘルプデスクへの照会よりも、むしろ年金事務所への電話での問い合わせにより対応を行っているため、年金事務所に一元化した方が合理的である。

さらに、書類不備時の返戻についても、相談実績を把握している市町村での対応が安心感につながるとしているが、実際には専門知識不足により適切な指導ができない場合があるため、住民の負担が無いとは言えない。障害をお持ちの方にとって真に必要なのは、アクセスしやすい窓口ではなく、専門的で正確な対応である。オンライン相談・申請の導入と併せて一元化を図ることで、物理的距離の問題は解決でき、より質の高いサービス提供が可能となる。住民の真の利便性向上のため、制度改正を強く求める。

なお、「年金機構は、平成 20 年の閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要があることから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。」とのことだが、平成 20 年の閣議決定では「本基本計画で示した機構の必要人員数は、あくまで現時点においてある程度具体的に見通せるものについて整理したものであり、もとより将来にわたって固定化されるものではない。」とされており、職員数の増員は可能と思われる。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

年金種別によって年金事務所と市区町村で受付窓口が分かれているため、住民にとって非常に分かりづらいこと、また、市区町村に相談があっても対応できないケースがあることなどにより、窓口では混乱が生じ、住民・市区町村職員の双方にとって非効率となっている。

オンラインで申請可能な手続きが増えており、市区町村での窓口対応の必要性が低下してきていること、また、マイナンバー情報連携により、必要な情報は日本年金機構で取得することが可能であることから、市区町村の窓口の優位性もなくなっている。

年金届出に係る事務の専門性、複雑性がある中で、各種年金保険関係の担当職員数が減少する市区町村では、持続可能かつ最適な形の行政サービスの提供が課題となっている。

以上のことから、市区町村で実施している国民年金に関する各種事務手続きについて、市区町村へのサポートに止まらず、日本年金機構でできる業務については日本年金機構で担うことを検討されたい。

「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）では、「本基本計画で示した機構の必要人員数は、あくまで現時点においてある程度具体的に見通せるものについて整理したものであり、もとより将来にわたって固定化されるものではない」とされていることを踏まえ、職員数を増やすことは可能ではないか。

オンライン申請率について、具体的な目標値を設定し、添付書類の原本提出を止めるなどにより抜本的かつ迅速に申請率を更に上げるとともに、現在離島で実施されているオンラインでの相談対応について、スピード感をもって全国展開を進めるなど、具体的かつ抜本的な改善案を検討していただきたい。

各府省庁からの第2次回答

法定受託事務について、すべての事務を日本年金機構に一元化することは、市区町村の事務との連携、住民のアクセスのしやすさなどの利便性をどう考えるか、日本年金機構の体制整備ができるかなどの様々な課題があるが、提案団体等からのご意見を踏まえ、市区町村窓口の負担軽減等に資するよう次の検討を実施する。

- ・障害年金事務を日本年金機構に一元化することによる影響等に関する調査を令和9年度から市区町村等と連携しながら実施し、その結果を踏まえ必要な措置を検討。

- ・障害年金事務以外の法定受託事務については、オンライン申請の拡大やオンライン申請の利用率を引き上げる施策を実施するとともに、国民年金事務手続きの改善について、市区町村の希望に応じて事務レベルの意見交換の場の設置を検討。

- ・オンライン年金相談については、スマートフォンやパソコンを活用し、自宅から対面と同等の相談環境が可能となるよう検討を進める。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	361	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	04_雇用・労働		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

都道府県労働委員会委員の任期の見直し

提案団体

京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、全国知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県労働委員会委員の任期について、現行では2年とされているが3年又は4年に改めるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

流動する労働情勢に鑑みて昭和21年の設置当初1年とされていた任期が、委員の任務の円滑な遂行という観点から短すぎるとして昭和41年に2年に改正されて60年が経過し、現在に至っている。

【支障事例】

委員には専門性と経験の蓄積が求められるため、実情として同一委員の再任を繰り返している実態がある。委員の任命に当たっては選考に少なくとも半年程度※の時間を要することから、1年おきに選考事務を行う必要があり、事務が煩瑣となっている。

※半年程度の内訳は、提案団体の場合はおおよそ次のとおり

①選任方針の決定～現任委員の意向確認等 1.5か月

②委員公募及び推薦 2か月

③任命に係る庁内手続 1.5か月

④通知等任命準備 1か月

【制度改正の必要性】

上記支障事例のとおり事務負担が過剰となっており、事務負担の軽減のために委員の任期を延長する必要がある。

【支障の解決策】

法定されている委員の任期について、法改正により3年又は4年とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

委員からは、委員には高度の専門性と一定の経験の蓄積が必要であり、他の委員会との比較において2年は少々短いと思うとの所感が寄せられた。

【参考】

4年 教育、選管、人事、監査、海区及び内水面

3年 公安、収用

現在2期目の委員からは、1期2年では一つの事件を最後まで担当することができないため、委員の業務の全

体像を把握しきれず不安であるとの意見があった。

また別の委員からは、労働組合の役員を推薦しているため役員の任期と委員の任期が異なる場合はこれまでと同様委員の任期途中での就退任の手続きが必要になる可能性はあるが、任期の延長に反対するものではないという意見が寄せられた。

住民から直接委員任期に係る意見が寄せられることは稀であるが、直面している労働紛争解決のためには、専門知識を持ち、経験を積んだ委員が担当することが望ましいと考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・事務負担の軽減を図ることができる。

例えば、任期を2年から3年に改めるとすると6年間で任命に係る事務を3分の2に軽減することができる。（4年であれば、8年間で2分の1）

なお、労委労協（全国労働委員会労働者委員連絡協議会）は、委員としての経験を積み上げることが重要であり、「3期6年以上」委員を務められるよう、推薦団体等に働きかけている。

・サービスの向上につながる。

労働委員会委員には、その資質として高度な専門性と豊かな知識・経験が求められており、現状の1期2年ではそうした資質を養うことは難しく、一定回数再任を繰り返しているところである。委員任期を伸長することで組織体制を安定させることが可能となり、より円滑な労働紛争の解決に資することとなり、ひいては地域における行政サービスの向上を図ることができる。

特に、不当労働行為の審査は長期間に及ぶ事案が多く、当県における労働委員会の1年6か月という目標の期間※を超過する事案も少なくない。現行の任期2年では終結前に担当委員が退任となる事例が多くなることから、円滑な解決に向けた事務処理の負担となることもある。

※審査の目標の期間は、都道府県労働委員会によって異なっている。

根拠法令等

労働組合法第19条の5第1項、19条の12第6項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、山口県、香川県

—

各府省庁からの第1次回答

（安定した委員候補者の確保）

労働委員会における公益委員は、使用者、労働者という立場にとらわれず、広く国民全体の利益を一般的に代表するという役割を担っている。現状、都道府県労働委員会では弁護士等の専門家が就任している例が多数ある（都道府県労働委員会における公益委員に占める弁護士の割合：約50%）が、非常勤の公益委員である弁護士にあっては、中立性も踏まえた上で自身の弁護士業務等との兼ね合いの中で労働委員会における日々の事件処理にご対応いただいていることから、任期がより長期になることで、公益委員就任に意欲を示す候補者が減少し、人選が困難になることが懸念される。

また、使用者委員及び労働者委員は、それぞれ使用者団体及び労働者団体からの推薦に基づいて都道府県知事が任命することとされているものである。候補者がより長期間、労働委員会業務に拘束されることになれば、団体による候補者の推薦や人選が困難になることが懸念される。

労働委員会は、憲法第28条において規定された団結権を擁護することを目的とした機関であり、委員の安定的な確保により不当労働行為事件の審査体制を維持することは、憲法上規定された権利を具体的に保障する観点から極めて重要であるため、委員候補者の確保に支障が出るおそれが生じることは避けるべきと考える。

（人材の適格性の確保）

労働委員会の委員は、当事者による個別の申立てに基づいて不当労働行為審査事件について調査・審問等を行い和解案の提示や救済命令の内容を検討するなどの役割を担っているところ、労働法制や人事考課制度・労使慣行など労使問題に豊富な知識及び経験、専門性を有するとともに、当事者である労使間の調整を行う能力を持つ人材であることが必要であるが、任期を2年として、任命後の業務の実態等も踏まえて選任手続きが行わ

れるようにすることにより、適格性のある人材の委員就任を確保しているものである。

また、委員としての経験を積み、事件処理に習熟した委員の能力を活用するために、委員の任期を2年と定めつつ、再任も妨げられないこととして、労働委員会組織において適格な委員の確保を図るという要請と、委員には高度な専門性と豊かな知識・経験が求められることとの均衡は図られていると考えている。

(労働委員会制度等における一貫性)

中央労働委員会では、流動する雇用情勢に鑑みて、委員の任期を現行の2年としているが、都道府県労働委員会及びその委員についても、当事者の個別的な紛争の解決を図るといった同様の役割が期待されていることからすれば、中央労働委員会の委員と同様に、最新の労使関係に関する専門的な知識経験を有することが求められることに変わりはない。また、不当労働行為事件の審査手続において、都道府県労働委員会の命令に不服がある場合には中央労働委員会に再審査の申立てを行うことが可能とされており、これらの一貫した法体系において救済制度が担保されているところであって、上述のとおり両者には同様の役割が期待されていることからすれば、労働委員会が紛争解決能力を十分に備えるために適切な周期で委員の交代を企図すべきことや、そしてその周期が2年間であることについても異ならせる理由がない。

さらに、裁判所における個別の紛争解決手続の中で、専門的な知識経験を有する民間人を委員に任命して手続に関与させる規定があるところ、例えば、労働審判制度における労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験は近年の労働関係をめぐる環境の変化に対応したものでなければならず、個別労働関係についての実情や慣行、制度等の知識は常に最新のものが求められるとの観点を踏まえて任期が2年とされている。また、労働審判員のほかにも、民事訴訟手続や調停手続において、その専門的な知識経験に基づき意見を述べるなどして手続に関与する専門委員、民事調停委員、家事調停委員といった各種委員についても同様に、2年という周期で委員の交代が企図されている。

この点、労働委員会は、労働組合の資格審査や不当労働行為事件の救済に関して準司法的・判定的機能を備えるものであり、司法手続と同様に証拠による事実認定及び法の解釈適用によって認められる法律関係を前提とした解決が図られることに意義があり、各構成委員にもその意義を踏まえた役割が期待されていることからすれば、労働委員会における委員の任期も引き続き2年とすることが適当であると考えている。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

昨年11月の第80回全国労働委員会連絡協議会総会における記念講演で諏訪康雄先生も「労働委員会委員は1年目は制度の理解、2年目は実務への適応、3年目に判断力の深化」「2年の任期では中途半端で、3年にかかる」と発言されており、2年という任期の見直しの時期ではないか。

まず、昭和41年からの60年間の前半・後半で比較すると、京都府では再任回数2回以上及び3回以上の委員の数がいずれも増加の傾向にあり、任期を2年から3年又は4年に伸長したとしても人選が困難になることはなく、懸念は失当である。地域の実情が異なるということなら、例えば法律上の任期を3年又は4年に見直すと同時に、地域の実情に応じて当該任期を2年に短縮することを条例で定めることができることとするような法改正を行うという代替案も検討に値するはずである。

任期途中の退任理由は、主として労働者委員の所属組合内部の事情である。労働委員会業務に拘束されるという発想はなく、任期の長短とは無関係である。委員候補者の確保は、任期の長短よりも業務の魅力や相応の報酬に左右されるものであり、任期伸長の利点にも配意した議論が必要である。

次に、任期を2年とすることと再任の許容により、選任する委員が保持すべき知識や専門性等に関し、最新の労使関係に関する専門的な知識経験と、経験の蓄積による高度な専門性等との均衡を図っているとの主張については、流動する雇用情勢が60年前と同一ではない上に、任期を3年又は4年に見直したとしても均衡が崩れるとは考え難く、また、委員一人当たりの業務量の都道府県間格差が大きい現状では、任期を全国一律とする制度の是非についても再検討が必要になるのではないかと。

最後に、一貫した法体系において救済制度が担保されるべきは、労働組合法等の解釈・適用による不当労働行為の審査の場面であり、中労委・都道府県労委それぞれの委員の任期が同一であるべきことの理由にはならない。

都道府県労委は地方自治法に規定される行政委員会であり、司法関係委員の任期よりもむしろ知事が任命権を有する他の行政委員会委員任期とのバランスを考慮すべきである。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【香川県】

安定した委員候補者の確保においては、「任期がより長期になることで、公益委員就任に意欲を示す候補者が減少し、人選が困難になることが懸念される。また、使用者委員及び労働者委員は、(中略)候補者がより長期

間、労働委員会業務に拘束されることになれば、団体による候補者の推薦や人選が困難になることが懸念される。」とあるが、任期が長くなることで委員の候補者が減少するという懸念については、実際の委員候補者の確保の実情を踏まえ、直ちにそのような結論にはならないと考える。労働委員会委員には、高度な専門性と豊かな知識・経験が求められるところではあるが、昨今、不当労働行為の救済申立件数が減少し、多くの県で係属件数が年に1回あるかないかのいわゆるゼロ・ワン県になっており、委員の経験値を蓄える機会も減少している。こうした状況からも、少しでも任期を延ばして経験する機会を確保する必要があると考える。

人材の適格性の確保において「再任」に言及されている点にも関わるが、そもそも、実務上は、1期2年のみの就任を前提として候補者を探すのではなく、可能な範囲で複数期にわたり継続して職務を担っていただくことを念頭に置いて人選を行っている。現に、提案においても、委員としての経験の蓄積が重要であること、1期2年では一つの事件を最後まで担当できない場合があることを指摘しているところである。このように、当初から複数期にわたる在任を前提として人選を行っている以上、候補者に対して実質的にお願いする在任期間は、任期が2年であるか、3年あるいは4年であるかにかかわらず、複数期・通算で長期に及ぶものであり、任期の延長によって候補者に求める負担の総量が増えるわけではない。任期の延長は、同一の在任期間を、より少ない選考・任命のサイクルに整理するものにすぎず、候補者確保の難易そのものを左右するものではないと考える。1期2年で退任することを前提としているとすれば、それはそもそもの労働委員会委員としての責任や社会貢献について委員候補者に十分認識いただけていないことが原因なのではないかと思われる。そこは、厚生労働省、中央労働委員会、都道府県、都道府県労働委員会が周知・啓発の努力を続けることが必要になってくると思われる。むしろ、現行の2年任期の下では、1年おきに選考事務を要するのみならず、委員本人にとっても意向確認や再任手続が短い周期で繰り返されることとなり、推薦団体にとっても推薦・人選の事務が頻繁に発生する。任期の延長は、これら委員本人及び推薦団体の側の負担をも軽減するものであって、この点はむしろ就任への意欲をそぐ要因を除去するものと考えられる。

なお、現行の2年の任期のまま複数期にわたる再任を重ねれば足りるという考え方もあり得るが、それはまさに本提案が支障事例として掲げる選考事務の反復を生じさせている現行の運用そのものであって、当初提案の目的である事務負担の軽減は、候補者確保に支障を及ぼすことなく実現し得るものと考えられる。

労働委員会制度等における一貫性においては、「中央労働委員会委員の任期が現行2年であり都道府県労働委員会委員の任期を異ならせる理由がない」とあるが、提案団体は、労働組合法第19条の5第1項及び同法第19条の12第6項の改正を要望しており、労働組合法の構成は、第19条の5で中央労働委員会委員の任期について規定して、第19条の12第6項で都道府県労働委員会委員の任期についても準用することとされている。よって、そもそも任期を異ならせる予定にはしておらず、今回の任期延長については中央労働委員会委員も検討すべきことと考える。

提案団体の提案においては、実際に実務を担当している労働委員会委員の「2年は少々短いと思う」といった所感が掲載されており、一方の厚生労働省からの第1次回答では、中央労働委員会委員の所感がわからないので、是非、確認していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化を踏まえ、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担軽減に向けた事務の見直しの推進により、提案の確実な実現を強く要求する。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

任期延長により委員候補者の確保に支障が出るおそれがあるとしているが、抽象的な懸念に過ぎないのではないか。昭和41年の任期延長に係る法改正時にも、理論上同様の懸念があり得たところ、当時の委員の再任実態や関係者の意見を判断材料として、問題ないと判断したのではないか。同様の判断材料に基づく議論が行えるよう、第2次ヒアリングまでに、各都道府県労働委員会における再任実態や関係者の意見を把握されたい。再任実態を踏まえ、専門性確保の観点から2年の任期は短すぎるのではないか。また、再任を当然の前提とする制度設計は適切といえるのか。第2次ヒアリングまでに、専門性の確保という点で何年の任期が妥当かについて関係者の意見を伺っていただきたい。

中央労働委員会との整合性については、都道府県労働委員会事務が自治事務であることも踏まえ、例えば、都道府県は、任期を条例に委任するといった選択肢(※)もあり、また、労働審判制度は、制度趣旨に共通する点があったとしても、原則として3回以内の期日で迅速に審理を終結させる手続であり、両制度の処理期間の違いなどを考慮すれば、任期を一致させる必然性まではないのではないか。また、労働委員会が準司法的機能を担うことと現行の2年の任期の間に必然性はないと考えるが、第2次ヒアリングまでに、準司法的機能を

担う他の組織の委員の任期を調査した上で、改めて見解を明らかにされたい。

※一例として、建築士法上、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会の委員の任期をいずれも2年としていたが、第9次分権一括法により、後者については、「二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定める」期間とすることが可能とされた。

提案団体では委員の任命に係る事務が負担であるとしており、上記を踏まえ、関係者間での丁寧な合意形成を図りつつ、可能な限り早期に結論を出していただきたい。検討の体制及びスケジュールについて示されたい。

各府省庁からの第2次回答

都道府県労働委員会委員の任期を現行の2年から延長することは、再任により人材を確保する場合についても、例えば任期を1期2年から3年に延長した場合、在任期間が2期4年から2期6年、3期6年が3期9年にそれぞれ延長されることとなるため、これが委員の再任に当たってどの程度の負担感を生じさせるかなど、安定した委員候補者の確保の観点から慎重に検討する必要がある。

この点、提案団体からは、労働者委員の所属組合内部の事情により、現状も途中退任が発生している旨の見解が示されているところ、仮に任期の延長により人事異動の周期等の不一致等が生じた場合には、同様の理由による途中退任が増加することが懸念され、結果的に事務負担の軽減に繋がらない可能性があることも考慮する必要がある。

また、委員の任期の延長は、労使委員やその推薦団体からすれば、委員の推薦や公益委員の選任に関して労使委員が同意する機会の減少に繋がるものであることから、事務手続の負担のみならず労働委員会の委員の人選に関して労使の意見を反映する機会の重要性も勘案した上で、両面を見据えた検討を要する。

その上で、令和8年7月10日の第190回提案募集検討専門部会において、第二次ヒアリングまでに実態調査を実施し、現場の実態を把握することに関してご指摘があったことなどを踏まえ、都道府県労働委員会事務局、委員及び推薦団体に対して実態調査を実施することとしており、当該実態調査の結果を踏まえながら、引き続き検討を行う。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	9	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和

提案団体

小牧市、福島市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市区町村が介護認定の訪問調査(新規申請を除く)を委託する際の調査員の資格要件を、介護支援専門員に限らず、「その他の保健、医療、または福祉に関する専門的知識を有する者」に緩和するよう求める。

※(「要介護認定等の実施について」より抜粋)

介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者は、以下の①又は②のいずれかに該当する者とする。

①介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者

②認定調査に従事した経験が1年以上である者

具体的な支障事例

当市では年間約5,000件の認定調査を行っており、認定者数は近年では約5%ずつ増加している。調査員の育成やDX化の推進により、一日でも早く認定結果を出せるよう努めているが、調査員の高齢化や家族の介護、育児による離職が相次ぎ、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出すことに苦慮している。市調査員は介護支援専門員の資格が必須ではないため、市の雇用から外れた場合、現行制度において調査業務を行える者はごく僅かである。介護支援専門員以外の資格を有する調査員が、働き方の幅を広げ調査に従事できるようにするため、市が委託できる調査員要件を事務受託法人の調査員要件と同程度に緩和するよう要望する。令和2年に指定市町村事務受託法人が調査を行う場合の、調査員要件が緩和されたが、直営で認定調査を行う市区町村においては調査員人材の確保は依然として厳しい状況である。また、当県における他市区町村の指定市町村事務受託法人への調査委託金額を見ると、上記のような法人への委託の場合、市が介護支援専門員等に調査を委託する場合と比較し約3倍の調査費用がかかっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民や、介護支援専門員からは、「一日でも早く介護認定調査に来てほしい」、「なぜ調査までにこんなに日にちがかかるのか」という要望やご指摘が、日々寄せられている。認定調査が遅れば遅れるほど、認定結果を出すまでの日数も長くなるため、早急に調査を行うことが必須ではあるが、調査に従事する人員の不足によりカバーしきれない状況である。

在宅勤務の導入等、認定調査員の働き方を改善する動きはとっているが、調査員の高齢化もあり毎年数人が自身の体調や家族の介護等を理由に離職している。毎日でなければ、引き続き調査業務に従事したいという者もいるが、市の認定調査員として従事していた者は必ずしも介護支援専門員の資格を持ってはおらず、現制度

では資格要件が満たないため、離職後に認定調査に従事することが難しい状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格要件が緩和されることで、市調査員として活躍してきた調査員が、市から認定調査を受託し認定調査に従事することが可能となる。

現在は調査員人材の確保が難しく、新たな調査員の育成には多大な時間を要する。経験豊富な人材への調査委託を可能とすることで質の高い調査が見込まれ、調査件数のベースアップと認定調査の適正化、および効率化へと繋がる。認定調査を早急に、且つ適切に行うことで、認定結果を出すまでの日数を短縮し、一日でも早い介護サービスの利用へと繋がる。

根拠法令等

介護保険法第 28 条第 5 項、第 6 項

介護保険法施行規則第 40 条第 5 項

要介護認定等の実施について（平成 21 年 9 月 30 日付け厚生労働省老健局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、小諸市、熊本市

○介護認定調査という同様の業務を実施するにあたり、直営の調査員は資格を有しなくても実施できる一方で、業務を委託する場合は、介護支援専門員の資格を有しなくてはならないことに疑問がある。

認定調査員の確保及び全国的に介護支援専門員が減少していることから、資格要件の緩和が必要と考える。

○特に冬期間において認定調査の件数が増加する傾向があり、入院患者の新規申請等も増加するため、30 日以内に認定結果を出すことに苦慮している。離職した認定調査員に委託することが容易になれば、認定結果が早く出るようになり、市民や介護事業者の安心にも繋がると考えられる。

○人口 15 万規模の当市においても、年々認定申請者数は増加し、年間約 5,000 件以上の認定調査を実施しており、介護保険法で定められた 30 日以内に認定結果を出すことが出来ず、認定期間は平均 37.2 日となっている。当市においては、遅延対象者に対して、法的根拠に従い、正当な理由（主治医の意見書の入手、対象者との認定調査日の都合、認定審査会の開催日の都合）を明らかにし、遅延通知を送付することで、トラブルのない運用が図られているところである。人材不足が深刻化する中、調査員の要件の緩和のみならず、申請方法、認定審査会や合議体の在り方など、介護保険の運用における全ての見直しを行わないと根本的な解決につながらないと思う。今後も、国における生産性の向上、ICT化（介護情報基盤整備含）などの施策について注視し進めていく。

各府省庁からの第 1 次回答

要介護認定に係る調査（以下「認定調査」という。）について、市町村は、更新及び区分変更に係る認定調査を指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護支援事業者等へ委託することができることとしている。

認定調査の質を確保する観点も踏まえ、指定市町村事務受託法人に委託する場合は、「指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員」が行うことを基本としつつ、「その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」が実施できることとしており、指定居宅介護支援事業者等に委託する場合は、中立・公正性を確保する観点も踏まえ、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員であって、都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者が認定調査を行うことを可能としているところであるが、保険者の負担軽減等の観点も踏まえ、必要な検討をしまいたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護認定調査は介護支援専門員が行うことを基本としているが、居宅介護支援事業所等に所属している介護支援専門員は、ケアプラン作成やサービス担当者会議等で日常的に業務が集中しており、市が介護認定調査員として育成しても、本業の業務負担により調査受託に至らないため、調査員の受け皿とならず、結果的に調査委託件数の増加につながっていない状況にある。

当市では、新たに認定調査に従事する者に対しては、座学研修に加え、市直営調査員による同行研修を実施し

ている。研修修了までには市職員による通常5～6回程度の実地研修や調査票の添削が必要で、市・調査員双方の負担は大きい。

一方、当市では退職した市OBの介護支援専門員にも調査を委託しており、高品質な調査により確認・修正作業の負担軽減につながっている。資格要件の緩和により、退職した経験豊富な職員を活用できれば、市職員の負担軽減及び調査件数の増加が期待できる。

また、指定市町村事務受託法人への委託を検討したが、委託単価は1件あたり14,000～16,000円と、現在の居宅介護支援事業者への委託額の約4倍となっており、全ての市町村が活用しやすい手法とは言い難い。

令和6年の認定審査期間は全国40.9日、愛知県39.5日であり、法定努力義務である30日を達成している保険者は4.5%にとどまる。主治医意見書の迅速化だけでなく、認定調査体制の強化に向けた方策も必要と考える。

中立・公正性については、要介護度は認定調査だけでなく主治医意見書も踏まえて審査しており、双方の内容に乖離がある場合は、追加確認や必要に応じて認定期間を短く設定するなど、認定審査会において個別に慎重な審査を行っている。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

要介護認定調査について、一定の実務経験又は認定調査経験を有する保健・医療・福祉分野の専門職等を委託調査員として活用できるようにすることは、認定調査員の確保、認定結果通知までの日数短縮及び市町村の事務負担軽減に資する。認定調査の公平性・客観性及び調査の質を確保しつつ、委託調査員の資格要件の緩和について、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

指定市町村事務受託法人については令和2年の制度改正により、「その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」まで対象が拡大されていることから、指定居宅介護支援事業者等や個人の調査員についても、同様に拡大が可能ではないか。

認定調査の質の確保については、令和2年の制度改正時において、資格の有無だけでなく、認定調査員研修に加えて自治体による独自の取組により質を担保する考え方が示されているところである。

また、調査内容については実施主体にかかわらず共通化されており、市町村直営において資格要件が設けられていない点も踏まえると、資格の有無のみで質が決まるものではないのではないか。

介護支援専門員であるか否かという資格の違いにより中立・公正性が担保されるものではないのではないか。

指定居宅介護支援事業者等については、指定要件や、都道府県及び市町村による指導・監督の規定があり、また個人の調査員については、介護保険法第28条第7項に秘密保持義務、同条第8項にみなし公務員に関する規定が設けられていることから、こうした措置により、中立性・公正性は担保されているのではないかと。

仮に、上記の措置で不十分である場合には、特別な配慮義務を課すなど調査員の中立性・公正性を確保する仕組みを別途設けることも考えられるのではないかと。

「必要な検討を行う」とのことだが、想定される今後の具体的な段取り・スケジュール如何。

市町村の現場における人材不足に伴う要介護認定の遅延の状況等も踏まえ、要件の在り方については、早期に検討し、制度改正する必要があるのではないかと。

各府省庁からの第2次回答

認定調査における調査の質は、認定調査に関する各自治体における実地研修やe-ラーニングの受講等に加え、地方公務員法や介護保険法においても担保している。具体的には、市町村職員が認定調査を行う場合には、認定調査員には地方公務員としての服務規律や懲戒の規定が適用され、指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業者等及び当該法人等に所属する介護支援専門員の場合には、法令で求められる要件への適合に加え、認定調査における虚偽の報告やその他業務上の不正をした場合の指定権者からの是正措置（指定の取消しや業務停止を含む。）が講じられる。個人の調査員についても、介護支援専門員の場合には、介

護保険法に基づき、認定調査員の秘密保持義務等の規定に加えて、介護支援専門員としての義務（信用失墜行為の禁止等）を負っており、介護支援専門員としての義務に違反した場合には都道府県知事等による登録の消除が可能である。

そのため、市町村 OB 職員等で、介護支援専門員としての資格を有さない者に対する認定調査業務の委託を可能とすることは、中立性や公正性、不適切な認定調査が実施された場合の是正措置等の観点から慎重な検討を要すると考えている。

提案自治体におかれては、法人や事業者には所属しない個人の調査員に対し、認定調査を直接委託することをご提案いただいているが、例えば、提案自治体においては市町村 OB 職員等を非常勤職員として直接雇用する方法といった、他の代替手段による負担の軽減についてご検討いただきたい。

なお、指定居宅介護支援事業者等に所属する場合の資格要件の緩和については、厚生労働省として検討を進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・総務省・法務省・財務省 第2次回答

管理番号	313	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省、財務省

求める措置の具体的内容

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。

また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要望する。

具体的な支障事例

市町村においては、固定資産税の課税事務に当たり、地方税法に基づき、原則として登記所から通知される登記事項に基づいて固定資産課税台帳に所有者等を登録している。

しかしながら、現行制度においては、登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないため、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、市町村に通知される登記事項には住所、氏名(検索用情報管理ファイルに新たに記録した場合は出生の年月日)が記載されている。このため、市町村においては、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。

この問題は固定資産税の課税事務にとどまらず、税や国民健康保険税(料)等に係る滞納整理事務にも及んでいる。現行では、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として交付する制度(所有不動産記録証明制度)が創設されているものの、当該制度を利用する前提として納税者本人を正確に特定する必要があるため、そもそも個人特定に時間を要し、制度を十分に活用できていない状況にある。

さらに、所有者不明土地の発生防止を目的として、相続登記や住所変更の義務化等が法定されたところであるが、空き家対策、低未利用地の活用、所有者不明土地対策等に取り組む市町村担当部局においても、依然として登記情報のみから所有者等を特定する事務負担は解消されておらず、施策推進の支障となっている。

法人番号については、登記情報と課税情報等との突合に相当の事務を要しているほか、合併、分割、解散等の法人異動を正確に把握できないことに起因する課税誤りや事務遅延が生じる事例も見受けられる。

この点について、令和8年4月1日から、登記所から市町村長への通知事項として会社等法人番号(12桁)が追加されたが、市町村の課税部門においては、法人番号(13桁)を基幹識別子として使用している。

このため、会社法人等番号(12桁)のみの通知では、法人番号(13桁)への変換のために、全国1,700を超す地方団体で別途、変換ツールの実装や変換作業などの事務負担が生じるなど、極めて非効率であるだけでなく、誤突合のリスクが生じるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務をはじめとする市町村の不動産行政全般において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減が図られるとともに、権利者特定の適正化が進むこととなる。その結果、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するほか、所有者不明土地や空き家、低未利用地対策など、人口減少社会において市町村が直面する各種行政課題の解決に大きく寄与することが期待される。

根拠法令等

地方税法第 382 条第 1 項から第 3 項、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3、第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 5、国税徴収法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市

○当市においても、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために大きな事務負担と特定誤りのリスクが生じている。登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減に繋がると考える。

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。また、法人番号を確認する手間がなくなることで調査に係る時間を軽減することができる。

各府省庁からの第 1 次回答

【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

また、本年 4 月 1 日から、地方税法第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの可否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべきものと考えて

いる。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法務省は本件を「不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しい」、「地方税制度の観点から検討されるべき」とするが、本件は登記情報の内容及び提供のあり方に起因する構造的課題であり、本人特定に係る事務負担が生じ、特定の不十分さに起因する課税誤りも発生している。

こうした実態を踏まえれば、本件は権利の公証制度としての不動産登記制度の十分性に関わる問題であり、地方税制度の問題に矮小化すべきではなく、不動産登記事務の問題として認識すべきである。

現に市町村実務では転出入や死亡等により所有者の追跡が困難となり本人特定に支障が生じており、所有者不明土地の増加や所有者の多国籍化等により当該問題は今後さらに拡大することが見込まれるにもかかわらず、不動産登記事務としての必要性に乏しいとの認識は現場実態と著しく乖離している。

また、住所変更登記の義務化や所有不動産記録証明制度の創設など所有者把握の強化とも整合を欠く。加えて、所有者不明土地問題や外国人による土地所有への対応の観点からも、不動産登記事務をマイナンバー利用事務として位置付け、法務省が主体的に対応し、必要に応じて不動産登記法等の関係法令の改正も検討すべきである。

以上を踏まえると、「具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている」との対応は課題解決の先送りであり、費用対効果も含め法務省が主体となって速やかに検討いただきたい。

また、法人番号については、既に登記情報連携システム及び法人ベース・レジストリにおいて検索キーとして活用されている情報であることから、登記済通知書の通知事項への追加についても技術的に十分検討可能と考えられる。加えて、法人番号は利用範囲の制約がなく広く利用可能な識別子であり、法務省が推進する登記済通知書のオンライン化や各種行政システムとのデータ連携を促進する観点からも、通知事項への追加について主体的に検討すべきである。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

第1次ヒアリングにおいて、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加するための検討に着手するという関係府省庁の共通認識が得られたことを踏まえ、総務省及び法務省は、マイナンバー法を所管するデジタル庁とも連携し、制度面及びシステム面で必要となる措置の検討を進めていただきたい。第2次回答及び第2次ヒアリングでは、その検討結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。

上記検討に当たっては、申請者が法人である場合に、法人番号を提出させ、市町村長への通知事項に追加することも併せて検討いただきたい。

所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においても、相続登記及び住所等変更登記の義務化や所有者情報等に係る行政機関間の情報連携等、不動産登記情報を最新化するための制度改正が行われてきている。所有者特定のためマイナンバーや法人番号を利用することは不動産登記制度にとっても有効であり、法務局の事務効率化にも資することとなるため、法務省においてもマイナンバー等の利用に主体的に取り組むべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

【デジタル庁】

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することについては、不動産登記事務及び地方税課税に関する事務の制度所管省庁である法務省・総務省において議論・検討されるものと承知しており、マイナンバー法を所管するデジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

○専門部会から示された主な再検討の視点や1次回答に対する提案団体からの見解にあるように、本提案では、課税の適正化にとどまらず、不動産登記事務の問題を含むマイナンバーの活用による国・地方を通じた行政の効率化や社会全体のデジタル化をいかに進めるかという点が問われており、政府として省庁横断的に取り組むべき課題として認識されるべきものと考えている。

○その上で、1次回答で述べたとおり、不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されれば、登記済通知の通知事項にマイナンバーを追加することにより、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなることから、本提案を早期に実現すべきである。

○法務省をはじめとする関係省庁と連携し、本提案の実現に向けて、登記所から市町村へのマイナンバー・法人番号の通知方法などの具体的事項やスケジュールについて速やかに検討を行っていききたい。

○なお、総務省としては、税務システム標準仕様書の見直しを行う必要があるものと認識しているところ、現在の標準仕様書において、登記済通知書の電子データを取り込むことや納税義務者ごとにマイナンバーを管理できることについて、すでに実装必須機能とされている。今後、登記済通知にマイナンバーが追加された場合、標準仕様書の改定が必要な箇所等について精査を行い、地方団体と連携しながら、速やかに改定に向けた手続を進めていく。

【法務省】

〔提案の受け止め〕

○今回の地方からの提案を受けて、市町村による課税事務等において、登記所から市町村への通知事項にマイナンバー・法人番号が付されることによるメリットがあることは認識したところであり、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知することを可能とするために必要な検討・調整について、関係省庁間で連携して検討を進めていく所存である。

〔不動産登記事務においてマイナンバーを利用する必要性〕

○その上で、行政手続におけるマイナンバーの利用については、当該手続の制度所管省庁において検討すべきものと承知しているところであるが、不動産登記事務を所管する法務省として、当該事務においてマイナンバーを利用する必要性については、次のとおり考えている。

○不動産登記制度は、不動産取引を安全・円滑に行うために、不動産の「物理的現況」と、現在の所有者の情報を含む「権利の変動」を公簿に記録して公示する制度である。このうち、不動産の「権利の変動」を表す現在の所有者の情報については、所有者の特定という観点に加えて、それが公示情報となることにも鑑みて、（現在の所有者の）氏名又は名称及び住所が登記事項として法律に規定されているところである。

○一方で、近年、所有者が亡くなったのに相続登記がされないことや所有者の住所等が変わったのに住所等変更登記がされないことによって、最新の「権利の変動」が公示されず、登記簿を見ても所有者やその連絡先が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっていることから、この問題を解決するため、令和3年に不動産登記法が改正され、相続登記及び住所等変更登記が義務化されている。

○また、住所等変更登記の義務化に対する所有者の負担軽減策として登記官が所有者の住所等の異動を確認したときに職権で変更登記を行う制度や、登記官が所有者の死亡の事実を確認したときに登記記録に死亡の事実を符号によって表示する制度を新設しているが、この異動情報や死亡情報の確認は、所有者が個人であれば、法律上登記事項とされている所有者の氏名及び住所に加えて、所有者から登記申請時等に申出のあった氏名の振り仮名、生年月日等（以下、氏名及び住所と合わせて「検索用情報」という。）を登記所において管理し、検索用情報を用いて住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）に照会することにより行われており、所有者が法人であれば、登記所が法人ごとに付した一意の番号である「会社法人等番号」を用いて商業・法人登記システムとの情報連携により行われているものである。

○なお、所有者が個人の場合であっても、一度住基ネットに照会した後は、登記のシステムにおいて検索用情報ごとに一意の符号（名義人統一符号）が付される仕様となっており、以降の検索は一意の符号（名義人統一符号）から可能となることから、この制度において、この符号とは別に個人ごとの一意の番号を利用する必要性はないところである。

○このように、所有者不明土地等対策の観点から行われている登記記録の情報の最新化のための制度については、既にマイナンバー・法人番号を利用しない方法により所有者を特定して当該所有者の異動・死亡情報を確

認する制度が、所要のシステム改修を行った上で、まさに本年4月から施行されていることから、これに加えて不動産登記事務においてマイナンバー・法人番号を利用する必要性は現時点でないものと考えている。

○他方で、本年7月24日の外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議(第3回)において示された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～」においても、「マイナンバーとの連携など、適正な課税の観点から土地所有者等をより正確・効率的に特定するための仕組みについて検討」することとされているところであり、マイナンバーとの連携については、適正な課税の観点から検討を行っていく必要があるものと承知している。

〔検討事項、検討スケジュール〕

○以上を前提として、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知するためには、今後、以下のような検討・調整を行っていく必要があると考えている。

○なお、以下の検討事項の結論次第でシステム改修の内容も変わることとなるため、現時点でその改修費用の具体的な積算は困難であるものの、数十億円規模の改修となることが十分に想定され、そのための費用を一つの省庁の予算から拠出することは極めて困難な状況にある。この提案の実現の前提として、措置の目的(課税の観点)を踏まえた費用分担の在り方が整理され、費用確保の問題が解決される必要がある。

＜主な検討事項＞

- ① マイナンバー・法人番号の取得方法
- ② マイナンバー・法人番号の提供者の範囲
- ③ マイナンバーの保有に伴う登記所内の体制整備の方法
- ④ 登記所から市町村長に対するマイナンバー・法人番号の通知方法
- ⑤ ①～④の検討結果を踏まえたシステムの改修内容、法令改正の内容
- ⑥ システム改修の着手可能時期、改修スケジュール

○予算措置の目途も含めて、これらの検討事項について、令和9年度中を目途に結論を得た上で、必要な調整・措置を行っていくことを想定している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・総務省・法務省・財務省 第2次回答

管理番号	330	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携

提案団体

指定都市市長会、広島市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

今後、国において登記とマイナンバーの紐付けを行う場合には、市町村が登記所からの通知に基づき、土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳(以下「課税台帳」という。)に記載・訂正するに当たり、所要の法令改正と地方公共団体向けの「税務システム標準仕様書」の改版により、登記所からの通知項目にマイナンバーを加え、所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込、課税台帳への自動反映ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

市町村は、地方税法第 382 条第3項の規定により、登記所から土地又は建物の表示及び権利に関する登記に係る通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を課税台帳に記載をし、又はこれに記載をされた事項を訂正することが義務付けられている。

登記とマイナンバーの紐付けについては、「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ(令和4年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定)」「(フォローアップ 2023 年度版)において、2026 年から検討することとされている。

【支障事例】

当市においては、登記所から、令和6年度実績で約 63,000 件の登記に係る通知があり、その内容に応じて RPA など活用しながら課税台帳の記載・訂正の作業を行っているが、同姓同名の者が複数いる場合や通知に記載の氏名と当市の市税システムに登録している氏名の字体が異なる場合など(約 2,000 件)は、課税台帳に登録する所有者を手作業で特定せざるを得ず、作業に時間を要し負担となっている。加えて、登録する所有者の住所が市外の場合(令和6年度実績で約 9,500 件)は、課税台帳にマイナンバーを記載するに当たり、別途、住民基本台帳ネットワークシステムで所有者のマイナンバーを調べた上で、課税台帳に登録する必要があり、登録する所有者の住所が市内の場合と比較して追加の負担が生じている。

【支障の解決策】

このため、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に当たり、「税務システム標準仕様書」で実装必須とされている登記所からの通知データの取込機能において、一意に付番されるマイナンバーにより情報連携を行うことで、前述のような市町村の事務負担を解消できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込・課税台帳への自動反映ができるようにすることで、手作業で所有者の特定やマイナンバーを記載する必要が無くなり事務負担の軽減につながる。また、課税台帳の記載・訂正時の誤登録による同姓同名の別人への課税誤りなども防ぐことができ、適正な課税につながる。

根拠法令等

地方税法第 382 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条、別表、税務システム標準仕様書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、高崎市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、斑鳩町、鹿児島市

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。
○提案内容の実現により、税通の内容が自動的にシステムに反映されるようになるのであれば、事務負担の大きな軽減になると考えられる。

各府省庁からの第 1 次回答

【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加することを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要性があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方税法において固定資産税の納税義務者は不動産登記簿上の所有者とされており、登記が行われた際には、登記所が市町村長へ登記情報を通知する仕組みが定められている。この仕組みを活用し固定資産税を適正に課税するに当たっては、登記情報を用いて市税システム上で所有者を正確に特定する必要がある。しかしながら、現行の登記情報においては、同姓同名の者が存在する場合等に所有者を特定するに足る情報が十分に担保されておらず、誤賦課を生じさせるリスクが内在している。
また、事務効率の観点からも、字体の相違がある場合には RPA による所有者検索の精度が低下し、結果として非効率な事務処理を余儀なくされている状況が見受けられる。

不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加される場合には、これらの課題の解消に加え、総務省からの回答にもあり、市町村における事務負担の大幅な軽減が見込まれ、課税の適正性及び事務の効率性の観点から、その必要性及び有効性は十分に認められるものと考えられる。

一方、法務省所管の不動産登記事務においてはマイナンバー利用の必要性は乏しい旨の御回答であったものの、当該事務においてもマイナンバーを活用することにより所有不動産記録証明制度などで、検索時間の短縮や登記名義人の所有不動産の特定精度の向上に資するなど、一定の効果が期待される。

ついては、不動産登記事務をマイナンバー利用事務に追加しようとする本提案は、国及び地方公共団体を通じた行政コストの最適化や国が推進するデジタル化に寄与するものであるとして、その実現に向けて、システムや法制上の対応、費用対効果の検討等の具体的措置に着手すべき段階にあると考える。よって、本提案を早期に実現させる観点から、登記所から市町村長への通知の具体的な方法、登記所におけるシステム構築及び税務標準システムの標準仕様書の見直しに係る具体的構想その他必要な事項に関し、関係府省において制度横断的な検討を進めていただくとともに、その検討結果及びスケジュール等をお示しいただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

第1次ヒアリングにおいて、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加するための検討に着手するという関係府省庁の共通認識が得られたことを踏まえ、総務省及び法務省は、マイナンバー法を所管するデジタル庁とも連携し、制度面及びシステム面で必要となる措置の検討を進めていただきたい。第2次回答及び第2次ヒアリングでは、その検討結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。

上記検討に当たっては、申請者が法人である場合に、法人番号を提出させ、市町村長への通知事項に追加することも併せて検討いただきたい。

所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においても、相続登記及び住所等変更登記の義務化や所有者情報等に係る行政機関間の情報連携等、不動産登記情報を最新化するための制度改正が行われてきている。所有者特定のためマイナンバーや法人番号を利用することは不動産登記制度にとっても有効であり、法務局の事務効率化にも資することとなるため、法務省においてもマイナンバー等の利用に主体的に取り組むべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

【デジタル庁】

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することについては、不動産登記事務及び地方税課税に関する事務の制度所管省庁である法務省・総務省において議論・検討されるものと承知しており、マイナンバー法を所管するデジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

○専門部会から示された主な再検討の視点や1次回答に対する提案団体からの見解にあるように、本提案では、課税の適正化にとどまらず、不動産登記事務の問題を含むマイナンバーの活用による国・地方を通じた行政の効率化や社会全体のデジタル化をいかに進めるかという点が問われており、政府として省庁横断的に取り組むべき課題として認識されるべきものと考えている。

○その上で、1次回答で述べたとおり、不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されれば、登記済通知の通知事項にマイナンバーを追加することにより、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなることから、本提案を早期に実現すべきである。

○法務省をはじめとする関係省庁と連携し、本提案の実現に向けて、登記所から市町村へのマイナンバー・法人番号の通知方法などの具体的事項やスケジュールについて速やかに検討を行っていきたい。

○なお、総務省としては、税務システム標準仕様書の見直しを行う必要があるものと認識しているところ、現在の標準仕様書において、登記済通知書の電子データを取り込むことや納税義務者ごとにマイナンバーを管理できることについて、すでに実装必須機能とされている。今後、登記済通知にマイナンバーが追加された場合、標準仕様書の改定が必要な箇所等について精査を行い、地方団体と連携しながら、速やかに改定に向けた手続を進めていく。

【法務省】

〔提案の受け止め〕

○今回の地方からの提案を受けて、市町村による課税事務等において、登記所から市町村への通知事項にマイナンバー・法人番号が付されることによるメリットがあることは認識したところであり、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知することを可能とするために必要な検討・調整について、関係省庁間で連携して検討を進めていく所存である。

〔不動産登記事務においてマイナンバーを利用する必要性〕

○その上で、行政手続におけるマイナンバーの利用については、当該手続の制度所管省庁において検討すべきものと承知しているところであるが、不動産登記事務を所管する法務省として、当該事務においてマイナンバーを利用する必要性については、次のとおり考えている。

○不動産登記制度は、不動産取引を安全・円滑に行うために、不動産の「物理的現況」と、現在の所有者の情報を含む「権利の変動」を公簿に記録して公示する制度である。このうち、不動産の「権利の変動」を表す現在の所有者の情報については、所有者の特定という観点に加えて、それが公示情報となることにも鑑みて、(現在の所有者の)氏名又は名称及び住所が登記事項として法律に規定されているところである。

○一方で、近年、所有者が亡くなったのに相続登記がされないことや所有者の住所等が変わったのに住所等変更登記がされないことによって、最新の「権利の変動」が公示されず、登記簿を見ても所有者やその連絡先が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっていることから、この問題を解決するため、令和3年に不動産登記法が改正され、相続登記及び住所等変更登記が義務化されている。

○また、住所等変更登記の義務化に対する所有者の負担軽減策として登記官が所有者の住所等の異動を確認したときに職権で変更登記を行う制度や、登記官が所有者の死亡の事実を確認したときに登記記録に死亡の事実を符号によって表示する制度を新設しているが、この異動情報や死亡情報の確認は、所有者が個人であれば、法律上登記事項とされている所有者の氏名及び住所に加えて、所有者から登記申請時等に申出のあった氏名の振り仮名、生年月日等(以下、氏名及び住所と合わせて「検索用情報」という。)を登記所において管理し、検索用情報を用いて住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)に照会することにより行われており、所有者が法人であれば、登記所が法人ごとに付した一意の番号である「会社法人等番号」を用いて商業・法人登記システムとの情報連携により行われているものである。

○なお、所有者が個人の場合であっても、一度住基ネットに照会した後は、登記のシステムにおいて検索用情報ごとに一意の符号(名義人統一符号)が付される仕様となっており、以降の検索は一意の符号(名義人統一符号)から可能となることから、この制度において、この符号とは別に個人ごとの一意の番号を利用する必要性はないところである。

○このように、所有者不明土地等対策の観点から行われている登記記録の情報の最新化のための制度については、既にマイナンバー・法人番号を利用しない方法により所有者を特定して当該所有者の異動・死亡情報を確認する制度が、所要のシステム改修を行った上で、まさに本年4月から施行されていることから、これに加えて不動産登記事務においてマイナンバー・法人番号を利用する必要性は現時点でないものと考えている。

○他方で、本年7月24日の外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議(第3回)において示された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～」においても、「マイナンバーとの連携など、適正な課税の観点から土地所有者等をより正確・効率的に特定するための仕組みについて検討」することとされているところであり、マイナンバーとの連携については、適正な課税の観点から検討を行っていく必要があるものと承知している。

〔検討事項、検討スケジュール〕

○以上を前提として、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知するためには、今後、以下のような検討・調整を行っていく必要があると考えている。

○なお、以下の検討事項の結論次第でシステム改修の内容も変わることとなるため、現時点でその改修費用の具体的な積算は困難であるものの、数十億円規模の改修となることが十分に想定され、そのための費用を一つの省庁の予算から拠出することは極めて困難な状況にある。この提案の実現の前提として、措置の目的(課税の観点)を踏まえた費用分担の在り方が整理され、費用確保の問題が解決される必要がある。

<主な検討事項>

① マイナンバー・法人番号の取得方法

- ② マイナンバー・法人番号の提供者の範囲
 - ③ マイナンバーの保有に伴う登記所内の体制整備の方法
 - ④ 登記所から市町村長に対するマイナンバー・法人番号の通知方法
 - ⑤ ①～④の検討結果を踏まえたシステムの改修内容、法令改正の内容
 - ⑥ システム改修の着手可能時期、改修スケジュール
- 予算措置の目途も含めて、これらの検討事項について、令和9年度中を目途に結論を得た上で、必要な調整・措置を行っていくことを想定している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	27	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し

提案団体

大和村

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2章第2条第1項ただし書の「入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、(略)第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」という規定について、「入所定員が40人を超えない」という文言の撤廃又は入所定員の増員を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項では、40人を超える施設には栄養士又は管理栄養士を必ず1名配置することとされている。

【支障事例】

・栄養士又は管理栄養士について、他施設との連携によって配置を不要とする定員の基準が40人を超えない施設に限定されていることから、40人を超える施設では他施設との連携が可能であっても活用できず、栄養士又は管理栄養士を確保できなければ介護報酬の算定において減算の対象となってしまう。

【制度改正の必要性】

・栄養士又は管理栄養士の1名について、地域全体で確保することが困難であり、減算対応となった場合の介護老人福祉施設の運営への影響が大きい。

【支障の解決策】

・栄養士又は管理栄養士の現行の配置基準を撤廃し、他の施設との連携により適切な栄養管理がされていれば連携を可とするという見直しをすることで、介護サービスの維持につながると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当村においては、高齢化率43%を超えるなど少子高齢化・人口減少が特に進んでおり、施設基準の有資格者人員「1名」の確保すら非常に困難となっている。確保できない場合は介護報酬算定において減算となるため、介護老人福祉施設の運営に直接的なダメージとなる。しかしながら介護事業所が自治体に1箇所しかなく、また、まもなく高齢化率が50%を迎え、ニーズがさらに高まる状況においては、赤字運営であっても簡単に事業撤

退することもできないジレンマを抱えている。

都市部においては、基準緩和により介護ケアの質が低下するという議論もなされており緩和が進まない傾向にあるが、離島へき地は、複数の有資格者から選べる状況にはないため、基準が緩和されないことで、サービスそのものの提供が困難となり、かえって質の低下を招いている。また、介護員等は無資格者を採用しながら日々研修等で研さんを積み、働きながら資格を取得するなど介護ケア向上に資するために努力している。以上のことから有資格者の配置基準緩和により介護の質が必ずしも低下することにはつながらず、むしろ配置基準を緩和することで、離島へき地においても多くの地域住民が介護を利用することができ、サービスを維持していけるメリットの方が大きいと考える。

老々介護や共働き世帯が多い中、介護サービスは暮らしに不可欠なサービスとなっている。特に離島へき地など介護サービス事業者が地域に1つしかない自治体においては、介護サービスがなければ、単に介護難民が生じるだけでなく、家族介護者の退職、介護サービスを求めての転出、失業など住民の暮らしや地域の存続にとっても大きな影響を及ぼす。基準緩和措置はこれらを防ぎ、介護サービスを維持していくためにも、現実的な手段の一つであると考えます。

根拠法令等

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

—

各府省庁からの第1次回答

指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置については、入所者の栄養管理を適切に実施する観点から、一定規模以上の施設については栄養士又は管理栄養士の配置を求めているところである。また、当該配置については常勤に限らず非常勤による配置も可能としており、各施設の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう配慮しているところである。これらを踏まえ、本件の検討にあたっては、まずは貴自治体内における医療機関、介護施設その他の福祉施設等における栄養士又は管理栄養士の配置状況や、人材確保の実態について具体的にお聞きしたい。

一方で、入所定員が40人を超えない施設については、一定の条件の下、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする特例を設けているものである。この定員要件を撤廃又は変更することは、適切な栄養管理体制の確保に影響を与えるおそれがあるため、慎重な検討が必要である。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

村内での栄養士等勤務数は令和8年6月時点で3人(小学校、役場、介護老人福祉施設各1人)であり、うち村内居住者は1人、他に把握している限り村内で栄養士等有資格者は0人である。指定介護老人福祉施設では常勤栄養士(育休中)に代わり村外在住の非常勤栄養士が勤務していることから、現時点では求人を出していないが、育休中の職員の親(70代)に依頼しようやく非常勤として確保した経緯がある。そのため、今後急に退職等となった場合、たとえ非常勤であっても後任の確保は相当困難であることが見込まれる。栄養士等の非常勤勤務が可能と示されているが、上記のとおり村内外を通じて栄養士等の有資格者確保ができない状況であれば、制度上の選択肢は実態として機能しない。近隣の地域においても栄養士等の確保が困難であることは、情報交換会等の中で常に課題として挙がることから、広域での人材確保も現実的な解決策とはなっていない。このような状況を踏まえ、例えば、ICTを活用して遠隔での栄養管理・指導を行うなど、入所者の栄養管理を適切に実施できるのであれば、人口減少が進む地域においては栄養士又は管理栄養士の配置を必須としなくてもよいのではないかと。地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、本提案について検討していただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

離島・へき地等において栄養士又は管理栄養士の確保が困難な状況を踏まえ、他施設との連携等により適切な栄養管理が可能な場合に、指定介護老人福祉施設における配置省略要件を弾力化することは、施設運営の継続及び地域の介護サービス提供体制の維持に資する。入所者の栄養管理及びサービスの質に支障が生じない範囲で、配置基準の見直しについて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

人口減少が進む離島・へき地においても、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、現行の配置基準を参酌基準とすることを検討いただきたい。（提案団体においては村内の栄養士は3人しかいない。）栄養士等は非常勤職員でも配置可能とのことだが、そもそも人口減少が進む離島・へき地においては有資格者が少ないことから、問題の解決にならないのではないかと。

例えば ICT を活用し食事記録等のデータを連携先の栄養士と共有することや緊急時の対応体制の確保など、連携による実質的な栄養管理がなされれば、栄養管理の質は担保されるのではないかと。

令和8年介護保険法の一部改正により、「特定地域サービス」という類型が設けられたことから、特定地域サービスの適用対象地域について、提案団体も含め幅広い地域を対象とし、基準等についても自治体が地域の実情に応じて設定できるよう、検討いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置については、入所者の適切な栄養管理を確保する観点から、入所定員が40人を超える施設において配置を求めており、当該配置基準の見直しについては慎重な検討が必要であるが、中山間・人口減少地域におけるサービス提供の実態や人材確保の状況を踏まえ、サービスの質の確保及び職員の負担に十分配慮しつつ、ご指摘の「入所定員が四十人を超えない」という要件について、関係審議会において必要な議論を行う。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	28	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等

提案団体

大和村

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第9項において、「第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定されているところ、他の居宅介護支援事業者での勤務を可能とするなど柔軟な勤務を可能とするため、「常勤」の撤廃、「当該指定介護老人福祉施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第9項では、「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定されており、併設する短期入所者生活介護事業所での勤務や、非常勤での勤務が不可となっている。

【支障事例】

- ・介護支援専門員について、「当該指定介護老人福祉施設以外の職務には従事できない」と規定されていることから、業務に余裕があっても、併設する短期入所生活介護事業所での業務を行うことができない。
- ・「常勤」となっていることから、必要時間数に関わらず常勤雇用しなければならない。
- ・「介護支援専門員」に資格が限定されていることから、地域全体で介護支援専門員を確保することが困難な場合、介護支援専門員を配置することができずに介護報酬算定において減算となってしまう。

【制度改正の必要性】

- ・介護支援専門員の業務に余裕時間があっても、併設している別事業所名の業務(具体的には、短期入所生活介護事業所における業務)等を行うことができず、そのために別の職員をさらに配置しなければならない。
- ・常勤時間に満たなくても業務遂行できる状況であっても、人件費をかけて常勤雇用しなければならない。
- ・1名確保できなければ介護報酬算定において減算対応となり、運営に大きな影響が生じる。

【支障の解決策】

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第9項の「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」の規定について、「ただし、当該指定介護老人福祉施設の業務に支障がない場合は、他の職務に従事できる」と見直すことで、他の施設の業務にも従事することができ、人員不足を補いながら

解決できると考える。

・また、同項の「常勤の」の文言を削除することで、非常勤であっても介護支援専門員が介護老人福祉施設の業務に携わることができ、例えば高齢などの理由で毎日出勤することが困難な介護支援専門員であっても、介護老人福祉施設での勤務が可能となる。

・「介護支援専門員」に、「または介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加することで、質を担保しながら地域全体の人員不足を解決できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当村においては、高齢化率 43%を超えるなど少子高齢化・人口減少が特に進んでおり、施設基準の有資格者人員「1名」の確保すら非常に困難となっている。確保できない場合は介護報酬算定において減算となるため、介護老人福祉施設の運営に直接的なダメージとなる。しかしながら介護事業所が自治体に1箇所しかなく、また、まもなく高齢化率が 50%を迎え、ニーズがさらに高まる状況においては、赤字運営であっても簡単に事業撤退することもできないジレンマを抱えている。

都市部においては、基準緩和により介護ケアの質が低下するという議論もなされており緩和が進まない傾向にあるが、離島へき地は複数の有資格者から選べる状況にはないため、基準が緩和されないことで、サービスそのものの提供が困難となり、かえって質の低下を招いている。また、介護員等は無資格者を採用しながら日々研修等で研さんを積み、働きながら資格を取得するなど介護ケア向上に資するために努力している。以上のことから有資格者の配置基準緩和により介護の質が必ずしも低下することにはつながらず、むしろ配置基準を緩和することで、離島へき地においても多くの地域住民が介護を利用することができ、サービスを維持していけるメリットの方が大きいと考える。

老々介護や共働き世帯が多い中、介護サービスは暮らしに不可欠なサービスとなっている。特に離島へき地など介護サービス事業者が地域に1つしかない自治体においては、介護サービスがなければ、単に介護難民が生じるだけでなく、家族介護者の退職、介護サービスを求めている転出、失業など住民の暮らしや地域の存続にとっても大きな影響を及ぼす。基準緩和措置はこれらを防ぎ、介護サービスを維持していくためにも、現実的な手段の一つであると考え。

根拠法令等

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第2条第9項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

—

各府省庁からの第 1 次回答

指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の専従要件については、基準省令にて、「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定している。

当該規定は、入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、当該施設において安定的かつ継続的に業務に従事する体制を担保する趣旨で設けているものである。

そのうえで、本件の検討にあたっては、まずは貴自治体内における介護施設等における介護支援専門員の配置状況や、人材確保の実態について具体的にお示しいただきたい。あわせて、ご指摘の「介護支援専門員と同等の能力を有する者」について、想定される人材の範囲や要件等についてもお聞きしたい。

【常勤要件について】

常勤要件については、介護支援専門員が施設サービス計画の作成及びモニタリング等を継続的かつ安定的に実施するために必要な勤務体制を確保する観点から設けているものであり、その見直しは、入所者の処遇に影

響を与えるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。

【他の事業所の業務への従事について】

常勤の介護支援専門員が居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務をすることは認められていない。これは、居宅介護支援事業所が、利用者の選択に基づきサービスを公正中立に調整する役割を担うものであり、特定のサービス又は事業者に偏ることを防止する観点から、その独立性を確保する必要がある点を踏まえたものであり、その見直しについては、慎重な検討が必要である。

【介護支援専門員について】

介護支援専門員の資格要件については、適切なケアマネジメントを担保する観点から国家資格として位置付けられているものであり、「同等の能力を有する者」への拡大については、ケアマネジメントの質の確保に与える影響等を踏まえた慎重な検討が必要である。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

村内の介護支援専門員勤務者は令和8年6月時点で3人(指定介護老人福祉施設1人、指定居宅介護支援事業所2人)であり、他に村内在住の有資格者で就業中の者は把握している限り2人(50代と70代)である。奄美本島内においても人材不足により全39指定居宅介護支援事業所のうち4事業所が閉所中である。指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の業務は、指定居宅介護支援事業所と比べ、利用者への訪問や関係機関との連携・調整などにおいて、業務の範囲や量が限られていると考える。しかし現行では指定介護老人福祉施設の介護支援専門員は常勤要件が課されているため、同建物内に併設の指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護計画作成等ができない。短期入所生活介護は入所期間中においても計画変更や関係者との調整等、サービス提供にあたっては高い専門性が必要とされる。この状況を踏まえ、本提案は高い専門知識を持つ介護支援専門員を活用するため、併設の指定短期入所生活介護事業所との兼務を認めてもらいたいとするものである。事業所が併設される場合に限定して常勤要件を緩和することで、サービスの質を維持しつつ業務の効率化を図ることができないか。

また、「同等の能力」に関して、令和8年の法改正により介護支援専門員の更新制度は廃止予定であるが、例えば法改正以前の資格失効者について「同等の能力を有する者」とみなすことができないか。当村の失効者は60～70代の6人であるため長期的な人材確保への効果は限定的であるものの、少なくとも担い手となり得る人材は増える。地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、本提案について検討していただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

離島・へき地等において介護支援専門員の確保が困難な状況を踏まえ、指定介護老人福祉施設における介護支援専門員について、入所者の処遇に支障が生じない範囲で、非常勤勤務や併設事業所等との兼務を可能とすることは、施設運営の継続及び地域の介護サービス提供体制の維持に資する。ケアマネジメントの質等を確保しつつ、常勤専従要件及び兼務可能範囲の見直しについて検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

人口減少が進む離島・へき地においても、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、現行の配置基準を参酌基準とすることを検討いただきたい。(提案団体においては村内の介護支援専門員は5人しかいない。)

本提案は、指定介護老人福祉施設の介護支援専門員について、指定居宅介護支援事業所との兼務を求めているものではなく、指定介護老人福祉施設と同一敷地内に併設されている指定短期入所生活介護支援事業所との兼務を求めるものである。

指定介護老人福祉施設の介護職員や看護職員等の職種では他の事業所との兼務が認められているのにも関わらず、なぜ介護支援専門員は他の事業所との兼務ができないのか。

運営基準に基づき、事業者は秘密保持の誓制約を取り交わす等、従業員に対して必要な措置を講じているため、公正性・中立性は確保できているのではないかと。

入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点からの常勤要件については、現行制度においても、介護支援専門員は入所者の処遇に支障がない場合に同一事業所の他の職務に従事することが認められている。このため、例えば他の事業所との兼務を認める範囲を「同一敷地内に併設する指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護計画の作成業務に限定する」など限定的な緩和にとどめることで、サービスの質を維持しつつ、業務の効率化を図ることができるのではないかと。

令和8年介護保険法の一部改正により介護支援専門員の更新制度は廃止される予定であるが、例えば法改正以前に更新を行わず資格を失効した者については、「同等の能力を有する者」として介護支援専門員とみなすことができないかと。

令和8年介護保険法の一部改正により、「特定地域サービス」という類型が設けられたことから、特定地域サービスの適用対象地域について、提案団体も含め幅広い地域を対象とし、基準等についても自治体が地域の実情に応じて設定できるよう、検討いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

指定介護老人福祉施設における介護支援専門員については、入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないこととしている。施設サービス計画の作成やモニタリング等を継続的かつ安定的に実施する観点で、常勤要件の撤廃を行うことは困難である。また、介護支援専門員の資格要件については、適切なケアマネジメントの実施を担保するため設けられているものであり、「介護支援専門員と同等の能力を有する者」を介護支援専門員として位置付けることは困難である。なお、介護支援専門員の更新制の廃止および研修の見直しに伴い、既に資格を失効した者については、再研修にかわる、円滑な復職のための簡素な研修を受講することで復職できる仕組みとすることを検討しているところである。

一方で、指定介護老人福祉施設の介護支援専門員について、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができること、その見直しは慎重な検討が必要であるが、提案団体から示された支障や現場の実態を踏まえ、「入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事」の要件や範囲について、必要な検討を行う。